

令和4年第1回臨時会

江東区教育委員会会議録

令和4年2月22日(火)

江東区教育委員会

令和4年第1回江東区教育委員会臨時会会議録

- 1 開会年月日 令和4年2月22日（火）午前10時00分
- 2 閉会年月日 令和4年2月22日（火）午前10時37分
- 3 開会場所 江東区文化センター（第1・2会議室）
- 4 出席委員 本多健一朗（教育長）、進藤孝（教育長職務代理者）、眞貝裕利子、鈴木清人、本田和恵
- 5 出席職員 杉村教育委員会事務局次長、池田庶務課長、半田学校施設課長、大町学務課長、飯塚指導室長（教育センター連絡調整担当課長兼務）、守屋教育支援課長（教育センター所長兼務）、河野地域教育課長、棚瀬江東図書館長
- 6 報告事項
 - (1) 新型コロナウイルス感染症の対応について
 - (2) 令和4年度奨学生予約生の決定について
 - (3) 使用料等の4回目の特例的措置について
 - (4) 令和4年度新1・7年生の学校選択制度の進捗状況について
 - (5) 江東区立幼稚園の今後のあり方に関する基本方針（令和3年度改定版）について
 - (6) 江東区こどもプラザ、江東区住吉子ども家庭支援センター及び江東区立こどもプラザ図書館の開設について
 - (7) 令和4年度江東区立図書館サービス計画の策定について
- 7 協議事項
 - (1) 第三次江東区こども読書活動推進計画の策定について
- 8 審議概要

本多教育長 それでは、ただいまより、令和4年第1回江東区教育委員会臨時会を開会いたします。

本日、理事者である太田整備担当課長が欠席となります。御了承ください。

本日の会議録署名委員を御指名いたします。眞貝委員、鈴木委員にお願いいたします。

それでは、報告事項に入ります。報告事項1 新型コロナウイルス感染症の対応についてを事務局より説明願います。

杉村事務局次長 それでは、私から新型コロナウイルス感染症の対応について、御報告申し上げます。資料1をお願いいたします。

1月28日の定例会におきまして御報告いたしました、新型コロナウイルス感染症にかかる学校運営の通知以降の対応といたしまして、国が、東京都に対するまん延防止等重点措置期間を3週間延長し、3月6日までとしたことに伴い、引き続き、第三十二報に沿った同様の継続を2月14日付事務連絡でお願いしているものでございます。

5ページをお開きください。

こちらは区におけるまん延防止等重点措置延長に伴う対応について、2月10日付で出されました通知でございます。2の区の方針として、まん延防止等重点措置の延長に伴い、現在の体制・措置を継続するとしてございます。

恐れ入ります。4ページを御覧願います。

2月1日から17日までの学校園・きつずクラブでの新型コロナウイルス感染症発生状況を記載してございます。この間、小学校46校、中学校19校、幼稚園12園、きつずクラブ17室で感染者が確認され、感染者数は児童生徒617人、教職員等92人となっております。

報告は以上になります。

本多教育長 本件について質疑願います。よろしいでしょうか。

では、本報告を終了いたします。

続いて、報告事項2 令和4年度奨学生予約生の決定についてを説明願います。

池田庶務課長 それでは、令和4年度奨学生予約生の決定についてを御説明いたします。資料2を御覧ください。

奨学資金の貸付けにつきましては、11月12日に開催した当委員会において、その運用方針を御説明しましたがけれども、去る1月31日開催の第2回江東区奨学資金貸付審査会におきまして、申請者に対する審査を実施して、令和4年度奨学生の予約生を決定いたしましたので、報告いたします。

まず、1番の予約採用基準ですが、11月委員会でも御案内いたしましたので、簡単に御案内いたします。(1)区内に居住する中学校3年生で来年度高等学校等へ進学を希望する者。(2)学習成績が中学校3年間の教科を合計して平均点以上であること。(3)世帯の所得金額が生活保護法による生活費基準額の15割以下であること。

なお、この(2)と(3)につきましては、採用予定人員に満たない場合は、緩和措置の適用がございまして。

次に、2番、採用予定人員は50名となっております。

そして、3番の募集方法については、記載のとおりでございます。

2 ページ目を御覧ください。

4 番、応募状況でございます。今年度は21名の申請がございましたが、ここ最近の傾向といたしまして、20名前後ということでございますので、ほぼ例年どおりの申請数となっております。

次に、5番の審査結果でございます。御応募いただいた21名、全て採用といたしました。なお、基準外の者が4名おりますが、定員に満たないため、申請理由ですとか、家庭環境などを総合的に勘案いたしまして、基準外の方も予約生とすることといたします。

最後に、6番の奨学生の正式決定ですが、今後、高等学校等への入学の確定が確認できた段階で正式に決定というふうになっているところでございます。

説明は以上でございます。

本多教育長 本件について質疑に入ります。

眞貝委員 現在、奨学金の返済が滞っているというような状況は緩和されてきているのでしょうか。

池田庶務課長 なかなか家庭状況が厳しいという御家庭もございまして、やはり一定数の支払いを猶予されている方がございますが、そういった方に対しましては、事務局といたしましても、家庭状況や収入状況を勘案しながら、御返済いただける額を調整しながら、全額返済に向けて、対応しているところでございます。

本多教育長 よろしいでしょうか。ほかいかがでしょうか。

昨日、都立の一次試験もございまして、受験のほうも進んできているところですので、ぜひ、みんな希望どおりの進学ができて、また、こういう制度をしっかりと活用していただければなと思っております。

よろしいでしょうか。

それでは、本報告を終了いたします。

続いて、報告事項3 使用料等の4回目の特例的措置についてを説明願います。

大町学務課長 それでは、資料3-1を御覧ください。

区の文化・スポーツ施設等の使用料につきましては、令和2年10月1日から、一律20%の引上げとなるよう改定をいたしました。新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえ、本年3月末までの期間、改定前の料金に据え置く特例的措置を行ってきたところです。

今回、感染症の収束が依然見通せない現状から、4回目となる特例的措置を実施し、据置期間を再延長することとなりましたので、御報告を

させていただきます。

まず、1の特例的措置の延長の内容ですが、感染症が今後収束しても各施設においては引き続き利用制限等が生じる可能性があること、また、特例的措置はコロナ禍における文化・スポーツ等の活動支援として実施していることなどを総合的に勘案し、料金の据置き対応を、令和4年9月30日までの6か月間延長することといたします。

次に、2、対応方針の(1)各施設の対応のとおり、指定管理施設は、区との協議により、区直営施設は条例の減額規定を適用することにより、改定前の額に据え置きますが、これは現行の特例的措置と同様の対応となります。

(2)利用者等への周知ですが、2月2日より区ホームページへの掲載と、各施設での掲示を行っているほか、3月1日号の区報にも掲載をいたします。

また、(3)その他ですけれども、令和4年10月1日の利用分からは、改定料金を適用いたします。また、延長に伴う使用料等の減、区全体で7,800万円余の影響額につきましては、令和4年度当初予算案に反映済みとなっております。

最後に、教育委員会所管の対象施設ですが、3に記載のとおり、豊洲西小学校プール・トレーニング室、教育センター、歴史文化施設、青少年交流プラザとなります。

なお、資料3-2は、今回の特例的措置の延長についての検討を行いました江東区使用料検討委員会の報告書となりますので、後ほど御参照ください。

私からの説明は以上でございます。

本多教育長 本件について質疑願います。よろしいでしょうか。

では、本報告を終了いたします。

続いて、報告事項4 令和4年度新1・7年生の学校選択制度の進捗状況についてを説明願います。

大町学務課長 それでは、資料4をお願いいたします。

令和4年度の学校選択制度の進捗状況につきまして、これまでの経過をまず簡単に申し上げますと、昨年11月5日までに学校選択希望票の提出を受け付けた後、11月15日から19日までの選択希望変更期間を経て、12月8日と9日に公開抽選を実施いたしまして、昨年12月の本委員会では、その抽選結果までを御報告させていただいたところで

その後、小学校と義務教育学校前期課程については1月20日に、中学校と義務教育学校後期課程については2月18日に、最終繰上げを行いましたので、本日はその結果を御報告させていただきます。

資料の表面が小学校等、そして、裏面が中学校等の状況となっておりますが、まず、小学校のほうを御覧ください。

表の左から、学校名に続きまして、Aが二次結果の公表日である11月26日現在のそれぞれの学校への希望者数、その後の転出等Bを差し引いたCが抽選日当日の希望者数となっております、Dが抽選日当日の当選者数、残りのEが補欠者数となりました。ここまでが前回の報告内容となっております。

そして、その右のFからHですけれども、こちらが補欠者となったEの方々の最終繰上げ処理時点での内訳となりまして、Fが繰上げ当選となった方、Gが希望を辞退された方、それらの差引きで、Hが最終的な補欠残の数となっております。

今回、今、御覧いただいております小学校等では11校で抽選を行いました、結果的に当日当選を含めた当選者数は、Dの欄とFの欄で合計97名、この表のほかに無抽選で当選した方もいらっしゃいますので、366名が最終的に当選をいたしました。

一方、繰上げ当選にならず補欠残となった方は、3校で22名ということになりました。ちなみに、昨年は9校51名の方々が補欠残でございました。

続いて、裏面の中学校等においては、今回は21校が抽選となりまして、当日当選を含めた当選者数、DとFの欄の合計ですが、こちらが616名、無抽選で当選した方まで含めると、685名が当選となりました。

一方、一番右側のHの欄、補欠残は5校で65名となっております。なお、昨年の補欠残は6校74名でございました。

今回の繰上げの結果につきましては、小学校は1月20日から、中学校は2月18日から、各学校及びホームページで発表させていただいております。

本件についての報告は以上でございます。

本多教育長 本件について質疑願います。よろしいでしょうか。

それでは、本報告を終了いたします。

それでは、続きまして、報告事項5 江東区立幼稚園の今後のあり方に関する基本方針（令和3年度改定版）についてを説明願います。

大町学務課長 恐れ入りますが、資料5-1を御覧願います。

令和3年10月に策定をいたしました江東区立幼稚園の今後のあり方に関する基本方針の改定案につきましては、昨年10月の本委員会で報告させていただいた後、廃園対象園の保護者や地元の町会等への説明を行わせていただきました。

その後、12月には改定案に対する意見募集を行いましたので、本日

はその結果を御報告させていただきます。

意見募集につきましては、1、(1) 募集期間のとおり12月1日から17日まで、(2) 募集方法は、区報及びホームページに掲載するとともに、区役所2階のこうとう情報ステーション及び学務課の窓口でも閲覧をさせていただきました。

その結果、(3) のとおり意見の提出者は76名で、同趣旨のものは集約の上、1件とさせていただいたところ、意見の件数は29件となりました。その内訳は、中ほどの表のとおりとなっております。

意見と、それに対する区としての考え方については、資料5-2に全て掲載しておりますので、後ほど御参照いただければと思いますが、主なものといたしましては、3歳児保育の実施園をもっと増やしてほしい、また、区立幼稚園という選択肢を残してほしいといった意見、また、預かり保育や教育の内容など、現行のサービスに対する御意見なども寄せられたところです。

資料5-1にお戻りいただきまして、2の今後の予定ですが、3月に意見等に対する区の考え方をホームページに公表するとともに、資料5-3の改定案につきましては、修正を行わず、原案どおり決定する予定としております。

区立幼稚園の今後の在り方につきましては、引き続き、全ての園が活力を維持しながら、中長期的にその役割を果たしていけるよう、検討については継続をまいります。

私からの説明は以上でございます。

本多教育長 本件について質疑願います。

たくさんの御意見をいただいておりますので、それを区としての考え方をまとめてございますから、やはり区立幼稚園のよさというのは我々も認知しているところではございますので、そういった部分の周知であるとか、また、よりよく教育活動をしていくということについては、しっかり取り組んでいきたいと思っておりますし、あとは、区民ニーズに合わせたところがあるかなと思っておりますが、より一層、内容の充実に向けては努力をしていかなければいけないかなと思っております。

では、報告を終了いたします。

続いて、報告事項6 江東区こどもプラザ、江東区住吉子ども家庭支援センター及び江東区立こどもプラザ図書館の開設についてを説明願います。

棚瀬江東図書館長 それでは、資料6、江東区こどもプラザ、江東区住吉子ども家庭支援センター及び江東区立こどもプラザ図書館の開設についてを御覧ください。

同施設につきましては、1、施設の概要、(1) 施設名称に記載の3

施設の複合施設となりますが、このうち最下段の江東区立こどもプラザ図書館が教育委員会所管の施設となっております。

(3) 建物概要ですが、地上5階建てとなっております、主に2階及び3階が図書館のフロアとなっております。2階が乳幼児から小学校低学年向けのフロア、3階が小学校高学年から中高生世代向けのフロアとなっております。

1月末に閉館をいたしました白河こどもとしょかんは、主に小学生までを対象とした図書館でしたが、こどもプラザ図書館では、新たに中高生世代まで対象を拡大いたします。

次に、2、施設の運営についてですが、(1) 開設日については、令和4年5月15日を予定しており、(2) 指定管理者は、共同事業体である景行会・SDHグループが指定管理者として運営をいたします。また、(3) 休館日、及び(4) 開館時間については記載のとおりとなっております、他の主な区立図書館の休館日及び開館時間と同様となっております。

次に、3、事業毎の運営日等についてですが、(1) 江東区こどもプラザ及び、1枚おめぐりいただきまして、2ページの(2) 江東区住吉子ども家庭支援センターについては、記載のとおりとなっております。

(3) 江東区立こどもプラザ図書館についてですが、運営内容は、各年代向けの図書コーナーのほか、保護者向けに子育て支援ブックコーナーを設置いたします。

また、小学校高学年から中高生世代向けのフロアに、静かに図書の閲覧や学習ができる閲覧(学習)室を設置するほか、友達同士で会話をしながら学習ができるスペースを設けます。その他、建物1階には、地域の方向けに新聞や雑誌などを配架した読書サロンを設けます。

運営時間、休業日については、資料1ページに記載の施設の開館時間及び休館日と同様となっておりますが、図書館部分については、他の図書館と同様、年に1回、全ての蔵書の点検を行う特別整理期間を設けます。なお、令和4年度については開館前に実施することから、特別整理期間を設ける予定はございません。

本件に関する報告は以上となります。

本 多 教 育 長 本件について質疑願います。

児童会館が以前あって、そこがもう閉館になって久しいわけですが、子ども、地域の方々が非常に楽しみにしてくださっているんじゃないかなと思います。今、館長のほうからいろいろ工夫が、説明がございましたけれども、やはり地域の方も含め、そして、学校がすぐそばにもありますので、そういったところもしっかり連携を図りながら、とてもいい内容になっていると思いますので、ぜひ、より多くの方に来ていただけるような施設になっていくことが必要かなと思いますけれども、何か今後

に向けて工夫を考えているところとか、ありますでしょうか。

棚瀬江東図書館長 今後に向けての工夫なんですけれども、先日の教育委員会でも予算の関係でお話させていただきましたが、区立図書館では初めて1人1台端末がつながるWi-Fi環境も整備いたします。図書館という環境を活かして、そういった1人1台端末で子どもたちの主体的な学習を支援できる施設となるように、インターネットの情報と紙の情報、どう使いわけていくのかといったような、そういった講座や学びなどをしてもらえるようにしたりですとか、あとは、1人1台端末を使っての館内のクイズラリーですとか、そういったところでうまく学習の意欲を引き出すように、かつ楽しんでもらえるような図書館としていきたいということで考えております。

本多教育長 ほかにいかがでしょうか。

眞貝委員 今、コロナがこういう状況ですけれども、子どもプラザの視察の予定はあるのでしょうか。

棚瀬江東図書館長 5月10日に竣工視察を予定しております。この際に、教育委員の皆様、新しい施設を視察いただく予定です。

眞貝委員 よろしくをお願いします。

本多教育長 コロナ禍ということもありますけれども、教育委員の先生方が実際に見に行ける機会をしっかりとつくっていきたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、以上で本報告を終了いたします。

続いて、報告事項7 令和4年度江東区立図書館サービス計画の策定についてを説明願います。

棚瀬江東図書館長 それでは、資料7-1、令和4年度江東区立図書館サービス計画の策定についてを御覧ください。

サービス計画については、令和3年度より単年度計画として策定を開始し、令和4年度は2度目の策定となります。

資料の1、目的でございますが、図書館サービスのあり方や、その取組の方向性を明らかにするため、令和3年3月に策定しました江東区立図書館経営方針に基づく各図書館の具体的な取組（事業）を取りまとめ、今回、令和4年度江東区立図書館サービス計画として策定いたしました。

サービス計画の推進にあたりましては、P D C Aサイクルを取り入れ、取組結果を評価し、次年度のサービス計画の内容に反映させることでサービス向上を図ってまいります。

次に、2、令和4年度サービス計画についてですが、令和3年4月から8月末までの各取組（事業）の進捗状況及び実績を基に、各図書館において令和3年度サービス計画の中間報告を実施いたしました。令和4年度サービス計画の策定にあたりましては、中間報告及びその後の状況を踏まえた上で、各取組の方向性や新たな取組について検討を行いました。

(1) 令和3年度サービス計画中間報告の主な内容でございますが、令和3年度においては新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、おはなし会やイベント等が中止や延期となったことから、感染状況によらず実施できる取組の検討などが必要となりました。

それを受けまして、(2) 令和4年度サービス計画の主な内容ですが、新型コロナウイルスの感染状況にかかわらずサービスを提供できるよう、イベント等のオンライン配信など、非対面型のサービスの拡充に取り組んでまいります。

また、令和4年5月15日に開館予定のこどもプラザ図書館において、新たなこどものための拠点としてのサービスを開始いたします。

令和4年度サービス計画においては、区立図書館全体で86項目の新規の取組を行いますが、うち37項目がこどもプラザ図書館における取組となっております。

次に、3、内容について御説明をいたします。

恐れ入りますが、資料7-2、令和4年度江東区立図書館サービス計画の2ページを御覧ください。

2ページの2、位置づけとなりますが、本サービスの位置づけにつきましては、図書館経営方針に基づく具体的な取組を定めるものとして策定したものでございます。

また、その下の3、計画期間にあるとおり、サービス計画につきましては、経営方針の計画期間中、単年度ごとに策定をしております。

次に、3ページ、4ページを御覧ください。

こちらには、令和3年3月に策定した経営方針の骨格と取組を記載しており、目指すべき図書館像の3つの柱と、それぞれの柱を支える重点項目を骨格として、26の取組の方針を記載しております。

次に、5ページをお開き願います。

こちらには、本サービス計画の見方についての例を載せております。ページの最上段の表には、経営方針に定めた26の取組と、その取組概要を載せております。

また、その下の表については、各取組に対する具体的な取組内容として、全館で行う全館の取組及び各館における個別の取組をそれぞれ記載

しております。

なお、6ページ以降につきましては、経営方針に定めた26の取組ごとに、図書館における具体的な取組内容、事業を掲載しておりますので、後ほど詳細については御確認ください。

恐れ入りますが、資料7-1にお戻りください。

資料7-1の裏面となりますが、4、計画期間についてとなりますが、本サービス計画につきましては、令和4年4月から令和5年3月までの1年間となっております。

次に、5、スケジュールでございますが、9月に現年度のサービス計画の中間の進捗状況等の確認を行い、前年度の最終評価及び現年度の中間報告を基に、9月から12月にかけて次年度サービスの検討をし、翌1月から3月に次年度サービス計画を策定してまいります。

説明は以上となります。

本多教育長 本件について質疑願います。

1年間の計画を非常に短い期間で、今回、進捗状況を把握したということで、また、コロナ禍というところもあったので非常に大変だったかなと思いますけれども、今回、新規事業が86項目出てきているということでは、区民の皆様に向けていろいろ工夫はされているかなと思っております。今後、こういったところ、うまく進めていってほしいなと思っております。

よろしいでしょうか。

それでは、本報告を終了いたします。

それでは、これより協議事項に入ります。協議事項1 第三次江東区こども読書活動推進計画の策定についてを議題といたします。本案について事務局より説明願います。

棚瀬江東図書館長 それでは、資料8-1、第三次江東区こども読書活動推進計画の策定についてを御覧ください。

1、策定経過でございますが、本計画の策定については、これまで4回の策定委員会を開催するとともに、こどもの読書についてのアンケート、幼稚園や学校、子育て支援施設等へのヒアリング、区民意見募集の結果を踏まえながら、取りまとめを行ってきたところです。

次に、意見募集結果についてですが、恐れ入りますが、資料8-2、区民意見募集の実施結果についてを御覧ください。

今回の区民意見募集については、1、実施概要の(1)期間に記載のとおり、令和3年12月11日から令和4年1月5日まで実施いたしました。

(2)素案閲覧場所ですが、区ホームページ及び図書館ホームページで素案を公開したほか、各区立図書館や、こうとう情報ステーションに

素案を設置し、意見の募集を行いました。

その結果、(3)意見者数のとおり、3名の方から御意見をいただき、いただいた御意見については、2、意見の要旨と区の考え方に記載をしております。

1点目の御意見は、電子図書館については、来館困難者や障害児だけでなく、広く一般の生徒も視野に入れた施策を展開すべきとの御意見、2点目は、障害を持つこどもの特性を理解し寛容に受け入れる体制を各図書館に敷いてほしいという御意見、3点目としましては、有明地区にこどもが気軽に行ける図書室をつくってほしいという御意見をいただいたところです。

区の考え方については資料に記載のとおりですが、いただいた御意見を基に検討を進め、図書館サービスの向上を図ってまいります。

恐れ入りますが、資料8-1にお戻りください。

3、素案からの主な変更点についてですが、資料8-3の第三次江東区こども読書活動推進計画と併せて御確認ください。

本計画の概要は、これまで本委員会で御説明をさせていただきましたので、本日は11月にお示した素案との変更点を中心に御説明いたします。

初めに、資料8-3の5ページを御覧ください。下段の右側のグラフ、本区の日本語指導が必要な児童・生徒数の推移について、令和3年度の数値を反映いたしました。

また、19ページ、20ページを御覧ください。本計画の策定にあたり、図書館員と小中学校の図書委員の児童生徒との意見交換会を今年度実施いたしました。その際の様子をまとめたページを新たに追加いたしました。

素案からの主な変更点は以上でございますが、このほかにも必要に応じて文言修正を実施しております。

なお、参考資料として、本計画の概要版を添付しておりますので、後ほど御参照ください。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

本多教育長 本案について質疑願います。

今回、かなりしっかり取り組んでもらって、いい計画ができたなと思っています。特に、先ほど館長からも報告ありました、19、20ページのこどもたちのところに意見を聞きに行ったところなんか、新たな取組として僕は非常にいいことをやってくれたなと思います。

今、コロナ禍で、読書に触れるという機会も増えてきているところもあると思うんですね。こどもたちが本を読む率というのは、やっぱりあまり高くないというのはずっと言われてきているところでもありますけれども、今回の読書活動推進計画はチャンスだと思っているので、しっ

かりと取組を進めていきたいなと思っています。

特に、何事も、今、主体的にということがすごく大事でありますけれども、こどもたちがやっぱり主体的に図書館に関わるようなこと、また、本に関わるようなことを進めていくということが必要で、今回、こどもたちに意見を聞いたということは、まず一つ、取組としてはよかったと思うんですけれども、今までの読書活動推進計画というと、校長先生方だったりというところが入口だったりしているところもありますけれども、基本的には、こどもだったり、学校の図書館担当の先生だったり、国語の担当の先生だったり、小学校で言えば学級担任の先生方は皆さん国語を持つわけですから、そういった先生方をうまく巻き込んでいくことが僕は必要だろうなと思っています。

特に、昨今の国語の教科書には、どの学年にも読書活動を取り組んだものが入っているんですね。例えば書評合戦もそうですけれども、読書の、要するに本を紹介する取組であったりとか、様々工夫されたものがありますので、直接、図書館でもそういったところをうまく取り組みながら、連携を図りながら、この読書活動推進計画をしっかりと進めていってほしいなと思っています。

図書館長、何か言い残したことはないですか。よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。本案について、承認することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本 多 教 育 長 御異議ありませんので、これを承認いたします。

それでは、以上をもちまして令和4年第1回江東区教育委員会臨時会を閉会いたします。ありがとうございました。